

「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等使用ガイドライン

令和7年7月28日改訂
独立行政法人日本学生支援機構
グローバル人材育成部長決定

第1条 目的

- 「トビタテ！留学JAPAN」は、日本の若者が、海外留学に自ら一步を踏み出す機運を醸成することを目的とした留学促進キャンペーンです。主な取り組みである、官民協働海外留学支援制度「新・日本代表プログラム」を通じて、世界で活躍できる真のグローバル人材を育てることを目指しています。
- 「トビタテ！留学JAPAN」の呼称及びロゴマークは、日本から世界へ飛び立っていく若者たちの象徴として、日の丸から飛び立つキジ（国鳥）を表現し、世界で経験を積んだ若者たちが、グローバルな視点とリーダーシップで日本の未来を牽引していく様を表すとともに、国や企業等がオールジャパン体制でそれを応援していくという志を、親しみやすい印象で訴求しています。
- 「「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等使用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、上記の目的を達成するために、「トビタテ！留学JAPAN」の第2ステージロゴマーク等を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

第2条 定義

本ガイドラインで規定する「「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等」とは、「トビタテ！留学JAPAN」の呼称と、別紙1に定めるロゴマークおよびこれらを組み合わせた意匠やコンセプト文です。

第3条 管理者

「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等の管理者は、独立行政法人日本学生支援機構です。なお、同ロゴマーク等の著作権は、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）に帰属します。

第4条 使用適用者

「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等を使用できるのは、「トビタテ！留学JAPAN」の趣旨に賛同し、本ガイドラインの全ての内容に同意する者であって、機構からの承認を受けた者に限ります。

第5条 申請方法と承認手続き

- 「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用の承認を受けようとする者は、原則として承認を受けようとする1ヶ月前までに、別紙1（具体的な使用方法）を参照のうえ、別紙2（ロゴマーク等使用申請書）に定める申請書に関係書類を添えて、メールにて機構に提出することとします。
- 機構は、申請内容と掲載時のイメージ画像に基づき、以下の基準に合致するか審査を行います。掲載媒体・掲載箇所が複数ある場合、各々の掲載イメージ画像を全て添付してください。また、承認後に新たに他の媒体にロゴマークを掲載する場合も、都度申請を行ってください。
 - ロゴマークの使用目的が、総合的に判断して、「トビタテ！留学JAPAN」の趣旨に沿っているものであること。
 - 本ガイドラインの内容に反していないこと。

- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした使用でないこと。
 - (4) 法令及び公序良俗に反して使用される恐れがないこと。
 - (5) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用される恐れがないこと。
3. 機構は、申請内容を審査した上で、「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用についての結果を申請者に連絡します。使用の承認を受けた場合、ロゴマークの電子データを送付します。ロゴマークの使用に当たっては、本ガイドライン及び下記URLより「ロゴ使用マニュアル」の規定を遵守してください。
- tobitate-mext.jasso.go.jp/assets/pdf/logo_manual_02.pdf
4. 上記1. の規定に関わらず、下記に掲げる個人、学校、企業及び団体等が、第1条の目的に沿った情報発信等の目的により、別に定める「ロゴ使用マニュアル」の規定を遵守の上で、例示的かつ非商業的に使用する場合は、申請を不要とします。
- (1) 官民協働海外留学支援制度の派遣留学生
 - (2) 高校、大学等の教育機関
 - (3) グローバル人材育成コミュニティ協議会の正会員及び賛助会員である企業・団体（例外として、正会員及び賛助会員であっても留学手配や留学プログラムを提供する事業体に関しては申請を必要とします。）
 - (4) 官公庁、各地方公共団体、外国政府等機関
 - (5) 新聞、放送、オンラインメディア等の報道関係機関（報道目的での使用に限る。）

第6条 報告

「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用者は、機構が求めるときは、必要な資料を提出するなど、使用内容を報告することとします。

第7条 不正使用と承認の取り消し

1. 「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用承認後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、機構は、「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用承認を取り消します。
 - (1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、機構からの是正指示に応じないとき
 - (2) 使用内容と申請内容が著しく異なるとき
 - (3) 使用者が関連行事の実施等に当たって、「トビタテ！留学JAPAN」の信用を傷つける行為を行ったとき
 - (4) 使用者が関連行事の実施等に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかつたとき
 - (5) 公序良俗に反するとき
2. 使用承認の取り消しを受けた者は、ロゴマークの画像データを速やかに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

第8条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、機構により事前の通知なく変更される場合があります。

【問い合わせ・申請先】

独立行政法人 日本学生支援機構
グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話:03-6734-3624 (直通)
E-mail:ryugaku.japan@mext.go.jp

具体的な使用方法

具体的な使用方法については、「「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージロゴマーク等使用ガイドライン」を参照するとともに、使用に当たっては、「ロゴ使用マニュアル」を遵守してください。
申請の際は、「ロゴ使用マニュアル」に沿った掲載イメージを添えて、別紙2の申請書によりお申込みください。
※サイズ、色などの詳細は「ロゴ使用マニュアル」を確認ください。

1. 呼称：「トビタテ！留学JAPAN」

2. ロゴマーク：

2-1-1. 留学手配や留学プログラムを有償で提供する事業体が、紙・WEB媒体等に掲載の場合

※ロゴマークとセットで下記の注釈を追記ください。
可読性があれば、フォント・文字サイズ・改行の指定はありません。

【注釈】

※「トビタテ！留学JAPAN」は留学促進キャンペーンであり、個別の団体・プログラムを認定・承認するものではありません

【掲載例】



※「トビタテ！留学 JAPAN」
は留学促進キャンペーンで
あり、個別の団体・プログラ
ムを認定・承認するもので
はありません



※「トビタテ！留学 JAPAN」は留学促進キャンペーンであり、
個別の団体・プログラムを認定・承認するものではありません

2-1-2. 留学手配や留学プログラムを有償で提供していない事業体が、紙・WEB媒体等に掲載の場合

※ロゴマークとセットで下記の注釈を追記ください。
可読性があればフォント・文字サイズ・改行の指定はありません。
※●●は使用者名を記入ください。

【注釈】

※●●は留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」の趣旨に賛同しています

【掲載例】



※●●は
留学促進キャンペーン
「トビタテ！留学 JAPAN」の
趣旨に賛同しています



※●●は留学促進キャンペーン
「トビタテ！留学 JAPAN」の趣旨に賛同しています

「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージ ロゴマーク等使用申請書

令和 年 月 日

「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージ ロゴマーク等を使用したいので、次のとおり申請します。

※使用媒体ごと、使用目的別に申請が必要です。可能な限りまとめてご申請ください。

1. 申請者

- (1)名称
- (2)住所
- (3)電話番号
- (4)代表者
- (5)担当者・連絡先 (TEL・FAX・E-mail)

2. 使用目的**3. 使用方法**

(具体的に記入いただき、掲載時のイメージ画像を添付してください。掲載媒体、掲載箇所が複数ある場合は、各々の掲載イメージ画像を全て添付してください。)

4. 使用期間 (使用可能期間は申請日から 1年以内)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記申請のとおり 「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージ ロゴマーク等を使用することを認めます。

なお、使用に当たっては下記の事項を厳守してください。

記

1. ロゴマーク等使用品の現物1点または現物の写真を提出すること。
2. 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
3. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。

令和 年 月 日
独立行政法人 日本学生支援機構
グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課長